

(趣旨)

第1条 この細則は、創価大学通信教育部学則（以下「学則」という。）第26条、第27条、第28条及び第28条の2に基づき、通信授業、面接授業及びメディア授業の実施に関する事項を定める。

(通信授業)

第2条 通信授業とは、印刷教材等による授業のことであり、単位を修得するためには学則第27条の通信授業を学修し、学則第31条の試験を受験し合格しなければならない。試験については別に定める。

(通信授業における報告課題)

第3条 通信授業における報告課題（以下「レポート課題」という。）は、1単位につき1課題とする。

2 レポート課題の有効期限は1年とする。

(レポート課題に対する学習報告)

第4条 前条のレポート課題に対する学習報告（以下「レポート」という。）は、本学所定のレポート用紙を使用し、もしくは所定の方式にて所定の期日までに本学通信教育部（以下「通信教育部」という。）に提出しなければならない。

2 通信教育部に提出されたレポートは、学則第3条の教員が添削を担当し、所定の期日までに返却しなければならない。

3 レポートの提出方法・期間については機関誌等に掲載する。

(レポートの作成方法)

第5条 レポートは、1,200字以上2,000字以内で作成することを原則とし、2,000字を超えてはならない。ただし、科目によっては別途指示する場合もある。

2 レポートは縦書きの指定がある授業科目以外は、横書きとする。

3 レポートは手書きもしくはパーソナル・コンピュータ（以下「パソコン」という。）等を使用して作成することを認める。

4 その他、作成方法については機関誌等に掲載する。

(レポートの評価)

第6条 レポートの評価は、A、B、C及びDの4級に分ち、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。不合格の場合は、レポートの再提出をしなければならない。

(面接授業)

第7条 面接授業とは、本学の校舎又はそれに準ずる施設で実施する授業のことであり、単位を修得するためには学則第28条の面接授業を受講し、試験を受験し合格しなければならない。試験については別に定める。

2 面接授業は、1時限90分とする。

(メディア授業)

第8条 メディア授業とは、インターネットを利用したメディア等による授業のことであり、単位を修得するためには学則第28条の2のメディア授業を学修し、試験を受験し合格しなければならない。試験については別に定める。なお、メディア授業は、形式によって次の各号に分かれる。

(1) メディア授業（スクーリング）はインターネットを利用して個人のパソコン等で受講するメディア授業のことであり、面接授業と組み合わせて、スクーリング単位を修得するメディア授業のことをいう。

(2) メディア授業（オンデマンド）は、インターネットを利用して個人のパソコン等で受講するメディア授業のことであり、この受講及び最終試験でスクーリング単位を修得するメディア授業のことをいう。

(3) メディア授業（リアルタイム）は、本学の校舎で実施する面接授業を、インターネットのテレビ会議システムを利用して、別の施設で双方向性を確保して受講するメディア授業のことをいう。

(スクーリングの受講方法)

第9条 メディア授業（スクーリング）及び面接授業（以下「スクーリング」という）及びメディア

授業（オンデマンド）を受講する場合、通信教育部に所定の期日までに受講申込を行ない、スクーリング授業料又はメディア授業料を納入しなければならない。

- 2 受講許可後、面接授業実施日までに所定の時間数のメディア授業（スクーリング）を受講し、面接授業実施日に所定の時間数の授業を受講する。
- 3 面接授業は原則、欠席は認めない。2時限以上の欠席または3回以上の遅刻をした場合は、スクーリング試験の受験及びスクーリング単位の修得を認めない。
- 4 レポートの提出が必要な科目は、所定の通数について全て合格しなければならない。
- 5 その他、受講方法については機関誌等に掲示する。

（面接授業開講の原則）

第10条 面接授業は所定の日時、会場において開講することを原則とするが、交通機関の運休、台風・積雪等により休講等の措置をとることがある。

- 2 前項の休講等の措置については別に定める。
- 3 地方スクーリングについて、受講申込者数が5名未満の場合、不開講とする。なお共通科目「体育実技」については10名未満の場合、不開講とする。
- 4 前項にかかわらず、以下の場合、開講することがある。
 - (1) 共通科目「自立学習入門」の場合
 - (2) 12月以降に開講される場合
 - (3) 学長が特に必要と認めた場合

（スクーリング試験及びメディア授業（オンデマンド）試験の評価）

第11条 スクーリング試験（メディア授業（スクーリング）及び面接授業に関する試験）及びメディア授業（オンデマンド）試験の評価は、A、B、C及びDの4級に分ち、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。ただし、通信教育運営委員会が認めた科目については、PとFの2級に分ち、Pを合格とし、Fを不合格とする。

- 2 不合格の場合は、スクーリングまたはメディア授業（オンデマンド）を再受講するか、科目試験においてスクーリング再試験を受験することとする。

（事務）

第12条 この細則に関する事務は、通信教育部事務室教務課が担当する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月13日細則第1号）

この細則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成29年9月4日細則第14号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日細則第2号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。